

## 規約の改正について（案）

幹事会のもとに設置された役員選考委員会において、愛労連運動の前進へ役員配置等の検討がすすめられてきました。役員選考委員会の答申にもとづき、以下のとおり規約改正（案）を提案します。

### <現 行>

#### 愛知県労働組合総連合規約

##### 第25条（役員の種類と定数）

愛労連に次の役員をおく。

- |        |     |
|--------|-----|
| ①議長    | 1名  |
| ②副議長   | 若干名 |
| ③事務局長  | 1名  |
| ④事務局次長 | 1名  |
| ⑤幹事    | 若干名 |
| ⑥会計監査  | 3名  |

### <改正案>

#### 愛知県労働組合総連合規約

##### 第25条（役員の種類と定数）

愛労連に次の役員をおく。

- |        |     |
|--------|-----|
| ①議長    | 1名  |
| ②副議長   | 若干名 |
| ③事務局長  | 1名  |
| ④事務局次長 | 若干名 |
| ⑤幹事    | 若干名 |
| ⑥会計監査  | 3名  |